

WEB乗車券取扱規程

第1章 総 則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、徳島市交通局（以下「当局」といいます。）が、株式会社 JR 西日本テクシア（以下、「テクシア」といいます。）の運営・提供するICOCA WEB乗車券サービス「iCOMPASS」を通じて発売した定期乗車券、一日乗車券等（以下「WEB乗車券」といいます。）について、当局におけるサービス内容とご利用条件を定め、旅客の円滑な利用を推進することを目的としています。

(適用範囲)

第2条 WEB乗車券の内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

2 この規程が改定された場合、以後のWEB乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。

3 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 運送約款

(2) 徳島市交通局 ICカード乗車券取扱規程（以下、「IC規程」といいます。）

(3) 西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西」といいます。）のICカード乗車券取扱約款（以下、「JR西IC約款」といいます。）

(4) テクシアのiCOMPASS（会員版）利用規約

(5) テクシアのiCOMPASS（事業者窓口版）利用規約

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、IC規程およびJR西IC約款に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「WEB乗車券」とは、ICOCA乗車券に付加されるものであり、購入後、バス車載機に、当該ICOCA乗車券の裏面に刻印されているカード番号（以下、「ID情報」といいます。）、有効期間、有効区間等の情報を配信し、当該バス車載機がこれらを受信することで利用可能となる乗車券のことをいいます。

(2) 「WEB乗車券内容控」とはWEB乗車券の発売等を取り扱う当局発売窓口（以下、「当局窓口」といいます。）でのWEB乗車券発売時に交付する乗車券内容を記載した控え、もしくは、iCOMPASSのマイページで表示する購入済みWEB乗車券内容のことをいいます。

(契約の成立時期)

第4条 WEB乗車券による契約の成立時期は、当局窓口でWEB乗車券を購入した時点、もしくは、iCOMPASSで購入の申込が完了した時点とします。

(規程の変更)

第5条 当局は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

(1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合

(2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当局はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 WEB乗車券の利用エリアは当局が運行する全路線及び徳島バス株式会社が運行する全路線、徳島バス南部株式会社が運行する丹生谷線とします。

(使用方法)

第8条 WEB乗車券を用いて乗車するときは、当該WEB乗車券を付加したICOCA乗車券を用いて、前条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一のICOCA乗車券によりバス車載機による降車処理を行って降車しなければなりません。ただし、徳島バス株式会社が運行する空港リムジンバスにおいては、バス車載器による降車処理のみを行って降車しなければなりません。

2 前項において、WEB乗車券の効力のみで乗車できない場合は、ICOCA乗車券のSF残額を旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当局におけるWEB乗車券の発売箇所は、当局が別に定めます。なお、WEB乗車券は旅客自身が本システムを通じて購入することが可能です。

(制限事項等)

第10条 WEB乗車券を付加できるのは、ICOCA乗車券に限ります。なお、記念ICOCAなど、一部のICOCA乗車券には付与できない場合があります。

2 WEB乗車券を付加したICOCA乗車券が、ストアードフェア機能のみを搭載したICOCA乗車券(小児用ICOCA・スマートICOCA・モバイルデバイスのICOCAは除く)の場合は、紛失再発行ができません。

- 3 1回の乗車につき、2枚以上のWEB乗車券を同時に使用することはできません。
- 4 次の各号の一に該当する場合には、WEB乗車券は直接バス車載機で使用することができません。
 - (1) 乗車時にSF残額がないとき（WEB乗車券の効力のみで乗車可能な場合を除きます。）
 - (2) 降車時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき
 - (3) ICOCA乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機によるWEB乗車券の情報確認が不能となったとき
 - (4) ネットワーク障害等により当該WEB乗車券の情報をバス車載機が受信できなかったとき
 - (5) IC規程第41条第1号の規定により、カードが交換され、利用者の所持するICOCA乗車券のID情報と、WEB乗車券としてバス車載機に配信されているID情報が、一致しない状態となったとき
 - (6) モバイルデバイスのICOCAのID情報が変更となり、WEB乗車券としてバス車載機に配信されているID情報が、一致しない状態となったとき
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできません。

第2章 WEB乗車券

（発売）

- 第11条 旅客は、運送約款に定める定期乗車券や一日乗車券等の効力を有するWEB乗車券をICOCA乗車券に付加することができます。なお、ICOCA乗車券が記名式である場合は、記名人とWEB乗車券の利用者は、同一の旅客でなければなりません。
- 2 前項の付加については、WEB乗車券を取り扱う当局窓口へ申し出、もしくは旅客自身がiCOMPASSを通じて行うことができます。iCOMPASSの利用規約については、第2条記載のiCOMPASS（会員版）利用規約、及びiCOMPASS（事業者窓口版）利用規約に記載します。旅客は同利用規約に同意のうえで、ご利用いただきます。
 - 3 WEB乗車券を当局窓口で購入した場合においても、iCOMPASSに会員登録を行うことができます。
 - 4 旅客は、小児用のWEB乗車券の購入をするときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるICOCA乗車券へ付加しなければなりません。
 - 5 旅客は、WEB乗車券の購入に際して、氏名、生年月日等の必要事項を登録しなければなりません。
 - 6 旅客は、小児用定期乗車券、通学定期乗車券、割引乗車券などの購入に際して、公的証明書等の提示により購入資格を証明しなければなりません。
 - 7 旅客は、WEB乗車券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをiCOMPASSまたは当局窓口を通じて、氏名等の変更を申し出なければなりません。
 - 8 前各項において、旅客がICOCA乗車券を所持していない場合は、ICOCAの発売及びWEB乗車券発売を取り扱う当局窓口において、新たなICOCAとともにWEB乗車券の発売を行います。

(WEB乗車券内容控)

第12条 WEB乗車券を旅客自身がiCOMPASSシステム上で購入した場合、iCOMPASS上に内容控を表示させることが可能になります。当局窓口で発売する場合は、WEB乗車券情報を印字した内容控を同時に発行します。

- 2 WEB乗車券内容控は本人の覚えであり、乗車券の効力はありません。
- 3 iCOMPASSの障害又は機器の故障等により、WEB乗車券が使用できなくなった場合、当局が認めた場合に限り当該WEB乗車券を付加したICOCA乗車券とWEB乗車券内容控を提示することにより乗車することができます。
- 4 WEB乗車券を使用する場合は、WEB乗車券内容控を所持もしくは表示できるデバイスを携行するものとし、係員よりWEB乗車券内容控の提示を求められたときには、これを拒むことはできません。

(WEB乗車券内容控再印字)

第13条 当局窓口で発行したWEB乗車券内容控券面表示事項が不明となった場合は、これを当局窓口差し出して、再印字を請求することができます。

(WEB乗車券の効力)

第14条 発売したWEB乗車券は運送約款の定めにより取り扱います。

- 2 WEB乗車券はWEB乗車券内容控に記載された利用者本人のみが使用することができます。
- 3 バス車載機におけるWEB乗車券がご利用可能となる時期は、購入後、バス車載機等にWEB乗車券情報が配信されてからとなります。乗車区間に有効となるWEB乗車券を購入済にもかかわらずWEB乗車券が利用できない場合は、当局が認めた場合に限り、WEB乗車券内容控と当該WEB乗車券が付加されたICOCA乗車券の両方を提示することにより乗車することができます。

(WEB乗車券が無効となる場合)

第15条 WEB乗車券は、次の各号の一に該当する場合、当該WEB乗車券を無効とします。

- (1) WEB乗車券内容控に記載された利用者本人以外の者が使用した場合
- (2) WEB乗車券区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
- (3) 当局の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (4) 偽造、変造又は不正に作成されたWEB乗車券を使用した場合
- (5) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第16条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を收受します。

(WEB乗車券を付加したICOCA乗車券の変更)

第17条 WEB乗車券の利用者は、WEB乗車券の効力を付加したICOCA乗車券とは別の

ICOCA乗車券に変更して付加することができます。

- 2 前項の取扱いは、当局窓口へ申し出、もしくは利用者自身がiCOMPASSを通じて行います。なお、当局窓口へ申し出された場合、所定の手数料を現金でいただく場合があります。
- 3 前項により変更されたWEB乗車券は、バス車載機においては、当該変更情報を受信後に変更内容が有効となります。乗車区間に有効なWEB乗車券が利用できない場合は、WEB乗車券内容控えと変更後のICOCA乗車券の両方を提示のうえ、乗務員にお申し出ください。

(カードの再発行・交換に伴うID情報の変更)

第18条 当局および他社の都合により、旅客が使用しているICOCA乗車券を異なるID情報のICOCA乗車券に予告なく、交換することがあります。また、IC規程第26条と第38条記載の紛失再発行、第28条と第39条記載の障害再発行を行った場合は、ID情報の異なるICOCA乗車券に変更されるほか、モバイルデバイスのICOCAの機種変更等を実施した場合にも、ICOCA乗車券のID情報が変更となる場合があります。

- 2 前項により交換・変更されたICOCA乗車券は、バス車載機にて、付加されたWEB乗車券を有効とできない場合があります。WEB乗車券をご利用できない場合、WEB乗車券内容控えとICOCA乗車券の両方を提示のうえ、乗務員にお申し出ください。
- 3 前2項において、旅客は、前条第2項により、WEB乗車券の効力を、交換・変更後のICOCA乗車券に変更して付加することができます。

(当局の免責事項)

第19条 前条によるICOCA乗車券の交換等により、旅客がWEB乗車券として付加しているICOCA乗車券とは別のICOCA乗車券を利用したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負いません。

(払いもどし)

第20条 旅客は、WEB乗車券が不要となった場合は、これをWEB乗車券の払いもどしを行う当局窓口へ申し出、もしくは旅客自身がiCOMPASSを通じて、払いもどしの請求をすることができ、次の各号により払いもどしを行います。なお、当局窓口へ申し出の場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該WEB乗車券の定期利用者本人であることを証明したときに限り行います。

- (1) 有効期間開始前または有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、運送約款に定める払いもどしを行います。
- (2) 前号により取り扱う場合は、手数料としてWEB乗車券1枚につき520円を収受します。ただし、当局が別に定める場合を除きます。
- (3) 当局窓口でWEB乗車券の払いもどしを行った後、引き続きICOCA乗車券の払いもどしを行う場合は、IC規程第29条の定めによります。

- (4) 当局窓口で WEB乗車券と合わせて I C O C A乗車券の払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。
- 2 第1項の定めにかかわらず、当該WEB乗車券の利用者本人が当局指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、小児用WEB乗車券にあたっては、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 3 他社の定期券情報等を搭載している I C O C A乗車券にWEB乗車券を付加している場合の払いもどしは、WEB乗車券を払いもどし後、当該 I C O C A定期券発売会社で払いもどしをお申し出ください。
- 4 WEB乗車券をスマート I C O C Aに付与している場合の払いもどしは、WEB乗車券を払いもどし後、J R西にお申し出ください。

附 則

この規定は、2026年3月17日から施行します。